

東明会各種規定

第1条 東明会（以下「会」という）の各種規定を定める。

第2条 この規定に不備が生じた場合には、委員会の賛成多数をもって改定することができる。

- 第3条
1. この規定は平成14年1月25日より施行。
 2. この規定は平成13年4月15日一部改正されたものを、本町内会を法人化するために平成14年1月25日改定。
 3. 平成20年5月4日一部改定。
 4. 会館使用規定第2項 「会館管理者」を「会館管理委員」に改め、
会館使用規定第5項 文中「会館管理者」を「会館管理委員」に改める。また「神輿・山車保存規定」を加える。（平成24年4月15日）
 5. 会館使用規定第10項3）（会館使用規定 使用料）を一部改定。
（平成25年4月14日）
 6. 会館使用規定第10項（使用料）、第12項（利用細則）の一部を改定。（平成26年4月26日）
 7. 会館使用規定第8項（使用料）、災害救援基金規定の一部を改定。
設備保全拡充基金規定の明記。（平成27年4月25日）
 8. 慶弔規定第1項の一部を改定、また「2）出生祝」「3）入学祝」を加える。（平成29年4月22日。但し平成29年4月1日から施行）
 9. 会館使用規定第10項3）3《無料となるサークル団体と活動例》の一部を改定。（平成30年4月21日）
 10. 表彰規定、及び会館使用規定第9項「2）午後の部」の一部を改定。（平成30年4月21日）
 11. 会館使用規定第12項1）の一部を改定。（令和2年4月18日。但し令和2年5月1日から施行）

慶弔規定

第1項 本会の慶弔規定を定める。

- 1) 長寿祝 会員及び同居家族が米寿（満88才）のとき 5,000円
- 2) 出生祝 会員及び同居家族が出産のとき 5,000円
- 3) 入学祝 会員及び同居家族の子供が小学校入学のとき 5,000円
- 4) 死亡 会員及び同居家族が死亡のとき 5,000円
- 5) 当会に対して特に貢献のあった人に対しては役員会の決定により花輪等で弔慰を表すことができる。

表彰規定

第1項 次の条件を満たす個人又は団体を表彰する規定を定める。

- 1) 本会役員、専門委員及び町内会関連団体役員 6年以上
- 2) 委員会にて必要と認めた時は表彰することができる。
(地域社会に特に貢献した人。人命救助等)

会館使用規定

第1項 本会の「東明会会館」（以下「会館」という）の使用規定を定める。

第2項 会館は会の発展及び親睦、並びに教養の向上を図ることを目的に使用する。使用にあたっては事前に「申し込み用紙」に記入し、1週間～1ヶ月前に会長が定める会館管理委員に提出し許可を得ること。但し予定に重複がある場合には、優先順位を考慮して調整することがある。なお会館管理委員は、会長の推薦により指名され、本規定に定める管理業務を行う。

第3項 会館においては、賭博行為等法に触れる一切の行為は禁止する。

第4項 使用時の責任者は、特に火災に注意すること。

第5項 使用後は整理整頓、清掃を行い、チェックシートに基づき使用個所を点検確認、記入した後施錠し、鍵を会長が定める会館管理委員に速やかに返却すること。

第6項 建物又は備品等を汚損、破損又は紛失した場合は弁償すること。

第7項 会員が被災した場合は、会長の許可を受け、最高3日間は無料で使用できる。

第8項 会員及び同居家族の葬儀のときは、下記の条件で使用できる。

- 1) 通夜、告別式挙行（初七日含む） 10,000円
- 2) 台所と2階利用（親族控え室） 5,000円

3) 台所のみ利用	3,000円
4) 一周忌法要(2階のみ)	2,000円
5) 葬儀に伴う宿泊(1泊)	5,000円

第9項 平時の1回の会館使用時間及び条件は次のとおりとする。

- | | |
|---------|----------------------------------|
| 1) 午前の部 | 9:00～13:00 |
| 2) 午後の部 | 13:00～18:00 |
| 3) 夜間の部 | 18:00～22:00 |
| 4) その他 | 9時以前及び22時以降の使用は会長が認めた場合はこの限りでない。 |

第10項 会館を使用する者は、以下の定めによる使用料を払うこと。

- 1) 踊場地区連合町内会、社会福祉協議会及び他の町会・自治会の使用の時は、1回700円とする。
- 2) 他の自治会及び会員以外の使用時は役員会にて決定する。
- 3) 本会の諸活動として認められたものであって、会員のみが使用する場合は無料とする。但し、連合等の町会を超えて使用する場合は、第1項を適用する。

《無料となるサークル団体と活動例》

1. 東明会、専門部委員及び趣味の会等で、会員の参加のみで開催する会
2. 民生・児童委員が開催する会
3. 役員・専門委員が所属する諸団体が臨時に使用する会(但し、役員会が認めた場合)
- 4) 前号で会員以外と合同で且つ営利を伴わない場合 1,500円/回
- 5) 教養、勉強会、趣味等の目的で営利を伴う場合 3,000円/回

第11項 緊急に会館を使用しなければならない場合はその使用を会長が決定し、既に許可したものを取消することができる。

第12項 利用細則

- 1) 同一グループでの利用回数は1週間に1回の利用を上限とする。
但し、役員会が認めた場合はこの限りではない。なお1週間に2回以上使用の場合、会館使用料として200円/回徴収する。
- 2) 利用する場合は、別紙様式「利用申込書」を会長が定める会館管理委員に提出する。

- 3) 利用の申込は、原則として利用月の1ヶ月前からとする。
但し、東明会用務に支障を生ずる場合は調整する。
- 4) 利用日が重なった場合は、役員が調整を行う。

神輿・山車保存規定

- 第1項 東明会の神輿・山車の保存・管理等をはかるため「神輿・山車保存会」を設置する。
- 第2項 本会に神輿・山車保存委員若干名を置き、次の業務を行う。
 - 1) 神輿及び山車の維持管理を行う。
 - 2) 神輿・山車保存委員のうち、神輿・山車担当委員は役員の推薦によりその職に就き任期を2年とし、山車担当委員は東明子ども会から就き任期は1年とする。なお、伝統保存のため、留任を妨げない。

会館保全基金規定

- 第1項 建物・設備に大規模な修繕が生じた場合、会館保全基金を活用する。
- 第2項 会館保全基金は、一般会計から積立て特別会計とし、安全な運用を図る。

災害救援基金規定

- 第1項 災害が発生した場合、復旧・復興活動に災害救援基金を活用する。
- 第2項 災害救援基金は、一般会計から積み立て特別会計として運用、災害発生時に復旧・復興活動に当てるものとする。

設備保全拡充基金規定

- 第1項 東明会が保有する放送設備及び納涼祭に関連する太鼓・神輿・山車・櫓等の保全・拡充を行うため、基金を積み立てること。